



小児慢性特定疾病医療費の申請に マイナンバーが必要となります

受付窓口でマイナンバーを確認します

保健所で、新規申請、継続申請、変更申請等を行う際、以下の（１）または、（２）の方法で個人番号（マイナンバー）の確認を行いますので、あらかじめ必要な書類をご準備ください。

（１）申請者本人が持参する場合

・・・以下の①または②のいずれかをご提示ください。

①

- ア) 申請者本人の「通知カード」又は「個人番号付きの住民票」
 +
 イ) 申請者本人の運転免許証、障害者手帳、パスポート等

※イ)の書類がない場合、保険証、年金手帳、児童扶養手当証書や官公署から発行・発給された書類等を2つ以上ご準備ください。

個人番号の通知カードの見本⇒
 平成27年末ごろにご自宅に届いて
 いるものです



②

申請者本人の個人番号カード

個人番号カード
 の見本⇒
 1枚で本人確認と、
 個人番号の確認が
 できます。



(表面)



(裏面)

※郵送の場合は、①又は②の写しを添付してください。

(2) 申請者本人以外(代理人)が持参する場合

・・・以下の①～③をご提示ください。

- ①申請者本人から代理人への委任状、又は申請者本人の健康保険証
- ②代理人の個人番号カードや運転免許証、パスポートなどから 1 種類
- ③申請者本人の通知カードの写しや個人番号カードの写し、個人番号付きの住民票などから 1 種類

申請書にマイナンバーの記入をお願いします

①府と市町村等との間で、所得に関する情報のやりとり（連携）を行うために必要です。

②申請者本人と同じ健康保険に加入している(生活保護を受給されている)世帯全員の個人番号（マイナンバー）のご記入をお願いします。

